

令和7年5月13日

一宮市公職選挙管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市選挙管理委員会
委員長 倉兼 清子

一宮市選管規程第1号

一宮市公職選挙管理規程の一部を改正する規程

一宮市公職選挙管理規程(昭和44年一宮市選管規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第8条関係) 【別記 参照】	別表第1(第8条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

投票区	区域
略	
起北投票区	起(起京町、起宮町、起中町、起上町、起旭町、起琴平町1、起琴平町2、起畑中町西1、起畑中町西2、起畑中町東、 <u>起栄町1及び起栄町2</u> の町内会の区域並びに字与三ヶ巻(44番地1、55番地2、62番地1に限る。)に限る。)
略	
北黒田東投票区	木曽川町(北山、北ハイツ、松山1、松山2、松山3、木曽川栄町、水道町、旭町、サンハウス、 <u>グランレイム木曽川及びグランコート</u> の町内会の区域_____に限る。)
略	

改正案

投票区	区域
略	
起北投票区	起(起京町、起宮町、起中町、起上町、起旭町、起琴平町1、起琴平町2、起畑中町西1、起畑中町西2、起畑中町東 <u>及び起栄町</u> _____の町内会の区域並びに字与三ヶ巻(44番地1、55番地2、62番地1に限る。)に限る。)
略	
北黒田東投票区	木曽川町(北山、北ハイツ、松山1、松山2、松山3、木曽川栄町、水道町、旭町、サンハウス <u>及びグランレイム木曽川</u> _____の町内会の区域並びに <u>黒田字酉新田東ノ切7番地1</u> に限る。)
略	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。